

岐阜県砂防指定地管理規則の運用

平成10年4月1日

1. 砂防指定地管理規則（以下「規則」という）第4条第1項各号に掲げる制限行為のうち、砂防上影響が少ないものとして許可を要しない行為は次のものとする。
 - (1) 規則第12条第2項の終了検査済の造成地であって、その土地利用目的を変更することなく行う面積1000㎡以下、かつ切土2m以下、盛土1m以下の行為で直高2mを超えるがけを生じない行為、及び建築物を建設すること。
 - (2) 面積5ha未満の竹木の伐採
 - (3) 造成を伴わない建築物の新築、増改築又は除去（ただし、砂防設備及びこれに準ずる施設から10m以内、河川敷又は堤防（天然河岸の場合は高水位線）から10m以内の区域における行為を除く）
 - (4) 非常災害のために必要な応急措置
 - (5) 国縣市町村道路の補修工事

2. 規則第5条第1項の知事が指定する公社若しくは公団とは、次のとおりとする。

水資源開発公団 日本道路公団 日本鉄道建設公団 岐阜県道路公社
住宅・都市整備公団 岐阜県土地開発公社 岐阜県住宅供給公社
木曾三川水源造成公社 岐阜県畜産開発公社 岐阜県森林公社
森林開発公団

3. 規則第5条第2項に規定する「保全施設事業」とは、河川事業、河川災害復旧事業、道路災害復旧事業（改良復旧事業を除く）、治山事業をいう。

4. 規則第6条第5号に規定する「権利関係を示す書類」とは、行為申請地の土地登記簿謄本をいう。

5. 規則第6条第6号に規定する「関係市町村長の意見書」の様式は、別記のとおりとする。

6. 規則第6条第7号に規定する「利害関係人の承諾書」とは、行為申請地の所有者の承諾書（ただし、すべての行為申請地において所有者と申請者が同一の場合は不要）等をいう。

7. 規則8条中、ただし書きに規定する「添付書類の一部を省略することができる」書類とは、次のとおりとする。
 - (1) 規則第6条第5号に規定する行為申請地と申請者との権利関係を示す書類
 - (2) 市町村長が協議する場合においては、規則第6条第6号に規定する関係市町村長の意見書
 - (3) 規則第6条第7号に規定する利害関係人の承諾書

8. 規則第10条及び第11条に規定する「知事が必要と認める書類」とは、利害関係人の承諾書等をいう。